

令和2年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年6月4日から令和2年6月12日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年6月12日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長 (水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

たぶんそのようだとは思っていたのですが、なぜ3日なのかということをお尋ねしたんです。

(3)のところでは、支給の起算で1年と6ヵ月を超えないものとするがあります。この1年6ヵ月というのはどこからきた、その根拠はどこなんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長 (水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

これにつきましても、社会保険の3日以上、1年6ヵ月を超えない部分というのと同じように合わせたものということで、ご回答させていただきます。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 3、議案第 47 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 47 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 48 号「会津坂下町公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第48号「会津坂下町公民館条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第5、議案第49号「会津坂下町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
この説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

名称が審議会から教育支援委員会に変更されるということですが、その構成人数が20人から15人というふうになりました。この根拠を教えてください。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

今ほどの構成人数の変更、人数が20人から15人変わった件ですが、今現在の実質的に審議会の委員の人数を申し上げますと、今現在12人で構成しております。議案の中にも、議案の説明の中にもありますとおり、まず一番大きなのは、現状に合わせた名称と内容ということと、あと委員に数につきましても、現在12名で行っておりますので、様々な構成変えを行った中で、最大15名という想定のもとに、今回設定をさせていただいたものであります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

続きまして、第4条のところですが。4条の2項で、委嘱または任命された委員は、その身分を失ったときはどう書いてあるところなんですけど、ここでは前条第2項の第3号から第5号にかけ、の者とあります。ここでは第2号は、医師なんですけど、そこはそのまま残るといことでしょうか。その理由を教えてください。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

医師につきましては、当然、医師でなくなれば新たにお願いすることになるかと思いますが、3から5号につきましては、当然、その職名に応じて勤務地等々においてお願いしている部分でありますので、条例の中できちっと明記させていただいたところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑ありません。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 49 号「会津坂下町心身障害児 就学指導審議会条例の一部を改正する
条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、議案第 50 号「会津坂下町都市計画マスタープランの一部改訂について」を
議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

今回の条例改正で、読んでみますと、別に条例改正しなくとも大丈夫じゃないかとい
うふうに思うんですけども、私はね。ただ、これをどうしてもやらなくちゃいけないと
いう何か理由があるのか。最初から申しますと、新たな公的病院、この公的というのは、
公設のほうで、公が建てた公的と考えるのか、それとも、公が使うから公的なのかを、
まずお伺いすることと。

あと、コンパクトとありますけれども、このコンパクトというものについては、どの
ような考えなのか。坂下町というのがコンパクトシティというふうなことを考えた場合
に、坂下町全体を捉えてコンパクトとして考えていくのか、この地域だけをコンパクト

と考えていくのか、その辺を合わせながら答弁お願いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

マスタープランの用語の一部改定につきましては、今後予定しております用途の指定等々につきましても、県のほうと、上位機関のほうと協議を進めている中で、今回、マスタープランにつきましても、もう少し、今現在、厚生病院のほうで建築が始まっているというところもある関係上、実際的に始まっている部分であれば、その部分も含めて文言の整理をしたほうがいいんじゃないかということがありましたものですから、今回、都市計画、町の都市計画審議会の部分も経ながら、今現在置かれている部分について明文化させていただいたというところでございます

この公的という部分につきましては、公設民営も含めながら、準公的な部分、厚生連さんの部分についても、準公的もございまして、総称して、厚生病院さんも含めた中で公的という形での表現にさせていただいているというところでございます。

コンパクトシティの部分に関しましては、町全体でコンパクトシティ構想につきましては、今推進しているところでございます。この部分も含めながら、エリア、用途地域のエリアの中で、予定します柳田地区のエリアの中で、いかにスムーズにことを、用を済ませていただきながら完結できるような部分、そこで病院にかかっただきながら別な要件も済ませられるような部分も含めながら、総合的に判断させていただいて、コンパクトかつ持続可能なまちづくりという部分を総合的に使わせていただいたと、言葉を使わせていただいたというところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

用途地域の関係が、今、答弁の中でありましたけども、今までの条文の中で、もう既に医療とか、そういったこと、福祉とうたってあるんだから、用途地域を策定するのに、わざわざこういった条例改正まで必要なのか、ちょっと疑問に感じるものですから思うんですけども、用途地域を策定するのに、こういった条文を改正しないといけないのか、いろいろ建物とか建築する場合に、用途地域定めなくてもできるわけですね、用途未指定でも。そういったことを考えれば、何で今回こういうふうな形で、わざわざやらなくちゃいけないのかということを再度お伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

マスタープランの中で、あそこの柳田地区、当該地区につきましては、医療福祉ゾーンという形の位置付けをさせていただきました。今現在も厚生病院さんが建築中でございます。その部分も踏まえて、あそこの地域につきましては、不適切な、不適切といっ
てはちょっと語弊があるかもしれませんが、ある程度騒音が出ないような施設とか、今現在考えているのはパチンコ店とか、そういう部分が先に入ってくるのを抑止するという部分で、今回につきましては用途指定をしながら、地区計画も今後煮詰めながら、今年度中にその諸手続きを進めて、実際的にその用途に不適切な施設については排除していきたいという部分もございますので、今回につきまして、ある程度、病院という部分を明確にうたいながら、マスタープランのほうを事前に一部改正させていただいて、県の総合審査会のほうに上申していきたいというふうな考えのもとで改正させていただいているという部分でございます。以上であります。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

用途地域を都市計画の中でやっていくときに、今までの条文の中でだって用途地域は定められると思うんですよ。こういうふうにやらないと用途地域が定められないのか、そこら辺について再度お伺いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今現在、県の都市計画課のほうと事前に下打ち合わせをさせていただいている中で、もう少しマスタープランのほうで強くうたったほうがいいんじゃないかというご指導もありました。言葉の部分につきましては、県の方と、承認をいただく県さんのほうと言葉の若干やり取りさせていただいて、今回、新たに厚生病院という部分を、建築しているのであれば、経過中であれば、もう少し言葉を変えていきたいと思いますというご指導もあつた関係上、今回、改正させていただいてるという部分でございます。

実際的に、用途の部分を指定するにあたっては、マスタープランの部分である程度の

影響力が、総合審査会の中で、マスタープランでこういうふうにしてうたってるんだという強調したほうが、用途の部分でも言葉の部分で、申請する部分で強いイメージを持つことができるので、こういう形にしたほうがいいのではないかという部分でのご指導があった部分も含めて、今回、判断させていただいたというところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号「会津坂下町都市計画マスタープランの一部改訂について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第51号「令和2年度会津坂下町 一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

13 ページの 2 款総務費、1 項総務管理費の 13 目、この中の 18 節補助金、水道料金減免補助金ですが、3,992 万 8 千円ということで、各世帯、住宅世帯に減免したいということなんですけども、この財源は、補正額の財源内訳の中で、一般財源 8,300 万と、あと国県の支出金 9,645 万ほどあるんですが、3,992 万 8 千円が丸々国県支出金から出るのか、一般財源からも出るのかお伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

それでは、今ほどのご質問についてご答弁申し上げます。

今現在、ここに財源内訳でお示ししているとおり、国県支出金 9,645 万 2 千円、これは、いわゆるコロナウイルスの臨時給付金にあたっております。そこに一般財源 8,300 万 6 千円を加えまして、またその他の財源、これは湯川村からの学校給食の牛乳分でございますが、1 億 7,954 万 8 千円としたものでございます。

実際、今回のコロナウイルス対策事業につきましては、国からの交付金を活用し、また町の一般単独費を加算し、経済対策で実施していくというものでございます。ご存知のとおり、今現在お示ししております水道料金の減免分につきましては、交付金事業にはあっておりますが、今回、全ての事業が交付金事業に位置付けておりまして、今のところ国からの交付金 1 億 100 万円では財源不足のため、一般財源を投入するものでございます。

なお、本日、国のほうで、国の第 2 次補正予算が参議院を通過する予定となっております。会期末が 17 日、国会が閉幕されれば、国の 2 次補正額が市町村への内示がされるというふうに考えておりますので、その際には第 4 号補正において、一般財源を減少し、国庫補助金で全てをやっていくというような形になっておりますので、今現在は一般財源を充当して実施していくという形とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

一般財源まで使うということになると、要は皆様の税金も使われるということで、その分が財源不足になるわけですね。そうすると、違うところでこの部分について、やは

り町民からもらわなくちゃいけないという、どこかで出てくるわけですね。そうすれば、この減免しても、何かゆくゆくは町民の負担というのがあるんじゃないかということが一つあります。

あともう一つは、これが公平かという場合に、無給水地区もあります。無給水地区についてはどのようにお考えなのか、いわゆる水道料金があるところは、そういった水道料金が減免にするんだなと思っても、そういったところには何ら恩恵がない。そこについてどう考えるのか。

また、単なる補助金としてお金だけやるのではなく、経済活性化のためには別な形もあるのではないかと考えるわけです。やはり経済はお金が回るが一番ですから、そういったことが考えられなかったのか、合わせて質問いたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

今お質しのとおり、水道が普及していない無給水地区の方々に対する支援については、第2次補正予算の事業の中で、改めて検討していきたいというふうに考えております。

また、この減額した、免除した部分の財源分が、結果的には町として財源不足に陥り、ほかで住民の方々に負担を強いることにならないかというお質しにつきましては、今現在、制度設計上、コロナウイルスの生活支援事業につきましては、全て国の臨時給付金、第1次、あと第1次の追加と第2次でまかなっていくというような考えを持っておりますので、なるべく財政運用上、住民の方々に、この分で負担を強いていくことについては避けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎10番(渡部順子君)

議長、10番。

◎議長(水野孝一君)

10番、渡部順子君。

◎10番(渡部順子君)

11ページの7目で、交通安全対策費ということで、ちょっと聞き取れなかった部分なのかもしれませんが、この工事請負のカーブミラーということで、2カ所ってありましたが、それはどこでしょうか、教えてください。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

交通安全対策費の工事請負費というようなことで、今回 50 万円計上させていただきました。このカーブミラーの設置、あります。2 ヶ所というようなことで、1 ヶ所が村田の集落地内です。ちょうどこっち側から行きますと、若松方面に向かって右側、南側です。南側の 1 回集落に入った、ちょうど変則的な十字路、これがございますので、そこに一つ設置がされてます。それを更新するというのが一つです。

もう一つが新設であります。これは長井地区の、ちょうど集落、こちらからまいりますと、ちょうど袋原に抜けていく県道がございますが、集落内の、やっぱりこれも変則的な三叉路、これがございますので、それに区のほうからも要望が再三あったというようなことで、この 2 ヶ所について、今回、更新と設置をしたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

11 ページの 2 款総務費、1 項総務管理費の 6 目です。18 節の補助金、一般コミュニティ助成補助金ということで、今回は新町のコミュニティセンターにというような予算付けをしておりますが、コミュニティセンターの会館、立地条件、どこでもいいのかという、いわゆるもう狭隘な道路で消防車も大きなやつは入れない、救急車なんかも大変だし、冬なんか、とてもとても一般の車なんか入れそうなどころではありませんけれども、避難所的な性格もあるんですけども、そういったことを勘案した場合に、ここが望ましいところなのか、地区からはここにしたいという要望あったんだけども、やはりこういったいろんな公共的な施設である以上、町としてもそういった施設については、一つの決まり、やはり立地的なことをきちんと考えるべきじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

今回の新町のコミュニティ助成につきましては、新町の自治会館、自治会からの要望、

今、建っています自治会館を取り壊しまして、新たにそこに建て直すということの要望について申請をさせていただいたところでございます。

実際、冬場の、冬期間の通行であったり、ご指摘のとおり道路の幅が狭いという部分がございますが、今回につきましては、区からの要望、自治会からの要望を全面的に支援しまして申請をし認可を受けたところでございます。

今後のこのような要望等につきましては、緊急事態に対応できるような場所の選定等も含めまして、町内、自治会と協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

都市計画のマスタープランのほうで、65 ページには交通体系の整備として、計画的な基盤整備がなされていない住宅地では、狭隘な道路の解消、歩道の整備等図る必要があります。いわゆる今のところは狭隘な道路なんです。そうすると、ここに、この地区の会館をつかった場合に、道路についてはどのような計画をしていくのか、やはり緊急的に、緊急というか、道路をやっぱり拡幅して、そこに車がスムーズに入れるような体制を取るべきではないかというふうに思うんですけども、立地がちょっと疑問なところに、こういったところに条件なしで、無条件で支出をするのか、合わせて質問をいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長 (水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

道路行政につきましては、狭隘な部分等につきまして、建築基準法上では 42 条 2 項道路ということで、4m 未満の部分については 4m のセットバックをして、前面道路を拡幅するという部分がございます。当該地におきましても 4m 以上ある道路が前面道路でありまして、その前後につきましては、若干まだ 42 条 2 項道路としては 1 路線を全部指定してるところでございますので、建築確認の際の部分を含めながら、セットバックの要件を具備しながら、全線完了した暁には 4m 以上の町道の整備を図ってまいりたいというふうには考えているところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

これは私も、かなり前ですが、やっぱり自治会館の建設にあたって質問をしたことがあります。これは桜木町の自治会館をつくった、桜木町だと思いますね。もう土地がいっぱいいっぱい、隣の窓なんかのところも明かりがちょっと取りにくいというようなことがあったので、そのときどんなことを言ったかという、いや、将来、区画整理だから、当時の町長はね、そこをかうとか、またできるから、なんていうふうな答弁でありましたけども、何らその後、変わっていません。

やはり当初から、やはり自治会館のつくる場所の環境、そういったものについては、やはりこのようなことでないと自治会館の建設はだめだよとか、やはり今、避難所のことを考えた場合に、あとここでいろんな健康診断なんかもやるとか、あといろんな避難したときにいろんな救援物資を持ってくるなんていうときに、ここに素直に運べるのかということがあるわけですね。そういったことをどのように考えたのか、もう一度、ちょっと深く考えた経過、そういったことがあったのか、なかったのか、お伺いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

その部分に関しましては、あくまでも新町さんとの協議の中で、全ての法的な要件は満たしているというふうに認識をし協議を進め、申請をさせていただいたところでございます。

議員ご指摘のとおり、緊急事態、様々なことが考えられるという部分については、正直、詳しく協議した経過はございませんので、今後、そういう場合を想定して、様々な視点から町内会と協議をしてみたいというふうに考えておりますが、自治会館、区の会館等の建設につきましては、町内が有しています限られた土地に建設していくものでございますので、様々な要点があつて協議をしていきたいというふうに考えておりますが、災害時の様々なことに対応したことについても、深く今後は協議してみたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

すみません、今ほどのところで、道路の幅員についてなんですけれども、当該地区について緊急車両が通れない幅員だにご指摘があるんですけれども、その点についていかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

実際的に前々からあるんですが、北裏通り線の部分につきましては、電柱が道路に立っている関係で、今、消防車両等も大型化して、中型クラスの車幅がある関係があります。その部分につきましては、電柱がある関係でちょっとミラーが当たってしまうんじゃないかという部分も危惧されております。そういうことで、正式な部分ではないですが、電柱の移転をしていただけませんかという部分の、口頭でのやり取りも話の中ではあります。

町としましても、当該道路、狭い道路につきましては、一応 42 条 2 項道路という形で建築基準、家を建てる際にはセンターから 2m セットバックしてくださいという部分で建築確認を申請する際に出していただいているというような状況はございます。

電柱につきましては、道路管理者が移転してください、ただ単に移転してくださいという部分では、実際的に補償の対象になってしまいます。民地に移転する場合にあっても、その自治会が負担するような形になってしまいます。例えば道路を、水路蓋掛けするので、道路改良するので電柱を移転してくださいという形になれば、町のほうが補償金を出して移転していただく、約 1 本 100 万程度かかるわけなんです、民地に移転していただく。ただ民地の部分については、各自治会さんのほうでお願いしながら、自治会さんというか、その地権者の方でお願いしながら、自分の民地に入れて、コン柱していただくという部分にはなるわけなんです、そういう部分をお願いしながら進めていくような形になっているわけなんです、ただ単に、ちょっと障害があるからこの電柱を移転してくれという形になると、自己負担という形でやっていただくような形になりますものですから、全部なかなかできないということで、町としましては、今、水路がある部分については水路の改修と同時に電柱を移転していただくと、障害物という形であれば移転していただくという形の方策を取りながら、現在の部分ではございますが、その当該地の部分についても、水路の敷設工事と合わせて電柱の移転をして、道路の全幅を確保していくというような状況で、今現在、進めているというような状況であります。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

現在進行中ということなので、ここまでにしますが、となれば、新町自治会館が万が一火災にあった場合、そこまで消防車両が通れないということを承知の上で、これに対して予算を付けているという認識でよろしいでしょうか、現時点において。

◎議長（水野孝一君）

もう一度、4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

先ほどのお話であれば、電柱の移設を同時に、今、行っているということですので、現在進行中でございますから、それが完成すれば通れるという、安全に緊急車両が通れるということでございますけれども、今のご答弁、明確にお答えはいただけませんでした。つまり電柱が今現在ある状態であれば、緊急車両が通れないというご認識をされているということでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

水槽付きの大きな車両であります。通常の積載車については、通常どおり。あと救急車、通常の車幅の部分については通れるんですが、それよりワイドの水槽車、中型クラス以上という部分になりますが、中型以上の車両の大きな部分の水槽付いている部分については、ミラーが当たるという、車幅的にはあるんですが、ミラーが当たる可能性があるということで、緊急走行時、スローダウンをするという部分でのことで電柱の移転うお願いできないかという話は、何度か話の中ではさせていただいたという部分でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

24 ページ、6 款農林水産業費、その中の農業振興費、3 目ですね、補助金 150 万、青年就農給付金なんですが、当初予算では 1,050 万、7 名で予算組みしていたんだと理解しています。それで今回 1 名増えたということで、大変有効性があるのではないかと思います。この補助金については、こういった事例があった場合に、無尽蔵といっても

ちょっと語弊がありますけども、何人でも補助金をいただくことができるのか、坂下町で該当するような事例があった場合、そこについてお伺いします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

青年就農給付金につきましては、5年間の計画をまずつくっていただくということがあります。申請すれば誰でもなれるというものではございません。5年間で所得が約260万以上、260万以上になるにはどうしたらいいのかということで、営農計画を細かに町の担当者、それから県のほうに行きまして、普及所の職員も入りまして計画をつくりまします。なかなかその計画が難しいところもあるんですが、審査をして、じゃあ大丈夫だろうと、5年後にはもう営農が独立して安定的な営農収穫、営業所得が得られるような計画が確認できれば、申請していただいて許可するというような形になっておりますので、まずは1回、2回の相談ではなくて、数ヶ月にわたって就農する方と、町と県と入って計画をつくって、ということになりますので、そこが一番のクリアする点であります。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

今の答弁ありました条件をクリアすれば、例えば10人でも20人でも、坂下でね、そういう該当する、クリアしたとなれば、どんどん認定されるのか、補助を受けられるのかということなんです。はい。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

その計画が認定されれば人数は関係ありませんので、簡単に申し上げますと、今年度申し込んで今年度に受給するのはなかなか難しい、来年度になってしまいますが、人数の制限はございません。

◎議長(水野孝一君)

ほかにございませんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長 (水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

ちょっと関連なんですけど、親元就農、現在活躍されておられる担い手の農家の皆さんの親元就農の中で、青年、新しい新規就農者の方、非常に安定した経営をなさっておられるようですけれども、そこは一段落して、新たにやっぱり、俺も農業で、私も農業で生きてみたいというふうに思っても、規模の小さいところの親元就農では、親が田んぼと果樹をやっていると、でも同じ品目ではだめだよとか、様々な制約があつて、なかなか難しいというような感じがしたんですけど、その点は解消される見込みはないんでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

今、議員お質しのとおり、去年の4月から親元就農の場合は、親と同じ作物をつくってはだめですよというふうになりまして、今現在も変わる方向はございません。親と別の、親と、今ですと、果樹と米をやれば、その息子さんはそれ以外、例えば一番所得が上がりやすいのは園芸作物ということで、キュウリとか、トマトとかとなります。まして、花卉ではトルコギキョウとかになるんですが、そういう別の作物をつくって、独立して5年後も自分で営農していくというようなことの計画をつくってやるようになりますので、今現在では、その親と同じ作物をつくっていいよというようなことはありません。

また、これから、ちょっと毎年毎年、2年ぐらいに1回ずつ、ちょこちょこちょこちょこ制度が変わりして、なるんですが、今のところは変わる予定はございません。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長 (水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

新規就農者を拡大していくという方向について、本当に素晴らしいことだと思うんですが、今言ったような隘路があつて、特に中山間地というか、そういうところについては規模が小さいですし、これからも農業を継いでいこう、引き継いでいこうという体制

をつくるのは非常に大変なんです。ということは、今ある作物を維持していくということにおいて、代々その土地にあったものをつくっているものですので、それ以外のもの、そういうところでも生きていけということ自体に、非常に無理があるんだろうなと思うんですね。

これは産業課長に言ってもしょうがないんですけど、やっぱりその地域の現状にあった形で、やっぱり新規就農者をつくっていく必要があるんだということを、もっともつと訴えていく必要があるのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議員のおっしゃったとおり、中山間はやはり平場と違って、何をやるにしても作業面での条件が厳しいのは承知しております。親元就農の場合は、まず農業を始めるといった場合に、親と一緒にになって規模拡大とか、それから家族協定を結んでいただいて、農業所得を上げていただくというようなことで、まずお願いしております。それがやはり中山間でも、そうでないところでもそれは同じです。

家族ぐるみでその地域の担い手となって、土地利用作物でしたら、米とか、そばとか、担い手となってやっていただいて、果樹とか、園芸作物については規模拡大してやっていただくというような、基本的な考えでございます。以上でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑ありませんか。

◎9番(山口享君)

議長、9番。

◎議長(水野孝一君)

9番、山口享君。

◎9番(山口享君)

36ページ、埋蔵文化財調査費についてお伺いします。

報償費が増えて給料が減りました。この会計年度の関係だと思うんですが、なぜこれ今回の補正で出たのか、そして減額された理由と、最後、高寺山の調査、やるのかやらないのかだけ教えてください。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

今回の補正につきましては、まず一つ大きなものは、国から補助金2件が正式に内示を受けまして、補助金が確定したことによります減額が2件と、あと新規で補助決定を受けたものが1件ありました。その新規で受けた補助1件に対して一般財源で単費のほうでまかっていた職員の、1名分の限られた期間の分を一部補助事業のほうに移し替えたという形で、補助事業を有効に利用した中で会計年度任用職員、一般の職員を使っていきたいということなんです。

ですから、減額の分については、大きな要因としては、国の補助の内示の決定による整理ということになっております。

高寺発掘の予定につきましては、すみません、答弁保留させていただきます。

◎議長(水野孝一君)

答弁保留で。

ほかにございませんか。

◎13番(青木美貴子君)

議長、13番。

◎議長(水野孝一君)

13番、青木美貴子君。

◎13番(青木美貴子君)

28ページ、8款土木費の中の6目の橋梁新設改良費についてお伺いいたします。

たぶん説明はあったと思うんですけども、危険度がいっぱいある町内の橋、あちこちあると思うんですけど、改めてこの新設改良費の橋と、あと優先順位的に考えられたものを教えてください。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

橋梁の改良の部分であります、今現在、委託の段階で、委託をしながら腐朽度がどのくらいあるのかという部分で、計画書はできております。その中で、今年度につきましては長井橋の部分について補修を行っていくという部分でございます。その後、計画的に限られた社会資本、国の予算も受けながら、限られた中での部分になりますが、段階的に橋梁の部分の腐朽している部分、特に腐朽度の高い橋梁について優先的に進めていくというような形で計画を立てているところでございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑は。

◎12 番(酒井育子君)

議長、12 番。

◎議長(水野孝一君)

12 番、酒井育子君。

◎12 番(酒井育子君)

ページ数で 22 ページです。環境衛生費なんですけれども、昨年の 3 月のかな、定例会の中で、令和 2 年度は働き方改革というような中で、臨時職員の問題で、年間人件費が約 4,000 万くらいの増になるというようなお話があったわけでございます。その中で、22 ページの環境衛生費の中の報酬、報酬とそれから給料というふうな分け方になっております。これは報酬というと本当のパートなんだと、で給料はフルにお願いしているものなんだということでございますが、まず年間に、わが会津坂下町で、そのフルでお願いしている臨時職員、あるいは本当のパートでお願いするような人数、これが計画的に多分お願いしているのではないかなというふうに思われますが、まず各課、あるいは 33 ページの一つの例をあげてみますと、幼稚園なんですけれども、ここでも同じく給料ですので、これはフルにお願いしている臨時職員だと思います。

そういう中で、33 ページ、幼稚園の中で、幼稚園の先生、教諭ですね。が実際的に人数が減ったものなのか、減ってこういうような数字が出たものなのか、あるいはどういふことでこういうふうになんて減になっているのかなということでございますので、実際に各班ごとにといとなかなか資料が出てきませんけれども、大まかで結構でございますが、フルの臨時職員と、パーとはこれいつどんなとき必要になるかわりませんけれども、どのくらい的人数がいらっやって、本当に概ねどのくらいの人件費がオーバーになるのかお聞きしたいと思います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

今ほどのお話し、パート、いわゆる会計年度任用職員のパートの分とフルの人数というようにことだと思いますが、まずそれぞれの合計の資料なんですけど、今回の 6 月補正でもって当初予算から比べまして、一般会計では 2 名減というようなことで、トータルで 67 名、これはフルです。フルの会計年度任用職員が 67 名。ですから、当初との比較では 2 名減。それから、あと国保、それから国保特会に 2 名ほどフルタイムでおります。そのほかに介護保険にも 1 名おりますので、その 3 名を足しますと 70 名、70 名がフルタイムでの会計年度任用職員というようなことになります。

それ以外の分というようなことで、会計年度任用職員の当初で、たぶん 101 名か 2 名おったと思うんですが、その差の分が、いわゆる 30 名近くがパートというような形になりますが、実際には埋蔵文化財の発掘の調査であるとか、あるいは除雪のオペレータ

一であるとか、そういった方々、あと中にはパートで幼稚園、保育所でもやっていただいている方も中にはおりますので、そういった方も含めてというようなことになると、約 101 名の会計年度任用職員というようなこととなります。

それで、予算的な部分では、今回の 6 月補正で我々も人件費の関係が、今回、会計年度任用職員でありますと、以前ですと、要するに臨時職員というような振り分けですと物件費というような振り分けだったんですが、今回はこれ人件費というような振り分けになってきますので、人件費の部分を精査しましたところ、約、会計年度任用職員の分で当初より 850 万ほど減額をしているというようなこととなります。以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

先ほどの山口議員のご質問の件ですが、高寺山遺跡につきましては、現在、作業が一定程度終了しまして、整理作業、まとめの作業を中心に行っております。今後の計画、予定では、来年度に正式に本格的に整理作業を行って、22 年度に、2022 年度に報告書の発行に向けた作業に向けて、今現在、整理作業を一生懸命行っているというような状況になっております。以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかには質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

特に反対する理由もありませんが、質疑の中から要望を申し上げます。

水道料金の減免補助金が一般会計から出ていくということもありますので、一般会計の分の町からの持ち出しがなるべく少なくなるように、いろいろご努力いただきたいと

存じます。

また、公平という点から無給水地区についても、何がしかの恩恵を与えるようお願いしたいというところであり、執行において。

あと、コミュニティ助成金ですけれども、後戻りできないところまでもうきてるわけですから、出すなというわけにはいかないけれども、これからの、やはりコミュニティを建築する場合に、やはり立地条件、そういったこともやはり加味して選定していただくと。やはり先ほどあったように、火災のときとか、あとはいろんな救援、あと町からもいろんな形で、そこで相談会に行くときに車が入れないとか、そういったことあってはいけないわけですね。やはり道路の拡幅、そういったことにも取り組んでいかななくちゃいけない。そういったことを総合的に判断して、これからの執行にあたっていただきたいと申し上げ、賛成を申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎9番（山口享君）

私も賛成の立場で討論させていただきます。

歳入の面では、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金が1億100万ほどいただきました。そして繰越金が1億3,050万円も補正できたということは、昨年度、各課、各班が本当に財政を切り詰めて一生懸命やっていただいた、その結果だと高く評価いたします。

歳出におきましては、新型コロナウイルス対策、町の対策といたしまして、全町民に向けての対策、または大学生への支援、町内商工業者への支援、さらには農業者への支援と、各班にわたった支援を町独自でやるということに高く評価いたします。

また、財政調整基金6,500万円を積み増すことができましたことは、町の財政規模、適正といわれる4億5,000万円まであと一步の、3億8,900万円まで積み増すことができましたことは、大変うれしいことだと思っております。

さらに予備費も5,000万円を超え、適切な財政運営、町政運営ができるものと確信し、賛成討論といたします。以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 51 号「令和 2 年度会津坂下町 一般会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議といたします。

（午前 10 時 59 分）

再開を 11 時 10 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第 52 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 52 号「令和 2 年度会津坂下町 国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 52 号「令和 2 年度会津坂下町 国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、議案第 53 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 53 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、議案第 54 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 54 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、議案第 55 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

4 ページの歳出であります。ここが一番下で、21 節補償費、減額になったということで、補正で、やはりこの減額によって事業はますます遅れてしまうというように危惧するんですが、その辺の事業進行にはどのような影響があるのかお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今回の補正の部分でございますが、21 節損失補償につきましては、当初から補償の対象物件でありました案件につきまして、様々な角度から補償の内容、方法等の検討した結果、様々な部分で総合的に判断させていただいて、今回、補償費の部分を減額させていただいて、工事請負費並びに調査設計費のほうにまわさせていただいたところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

損失補償で様々なことということでなんですが、やはり対象物件が補償費があって、それを消化すれば、それだけ事業が進捗するというふうに思うんですけども、いつ終わるかわからないこの区画整理なんですが、事業がどんどん遅れてしまうのではないかなと思うんですけども、一つ、あと国には事業については、町のほうでは毎回要求したやつが満額通っているのか、削られたりしているのか、そのことも合わせてお聞きしたいと思います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

町の全体的な財政状況等々も勘案しながら、長期的な部分を、今、立てさせていただいてるという部分でございます。その中に沿った形で県のほうに、来年度の事業であれば、今現在、予算の概要の部分で提出させていただいてるというような状況になっております。

今回の部分につきましても本年度予定している補償物件の部分でございます。現行法によって様々な算定方法がございます。曳家工法であったり、構内再築工法であった

り、一部解体工事であったり、除却工事であったりという部分の、様々な部分がございますので、今回の補償の減額の部分については、予定している部分に関しての工法の変更、見直し等考慮した中で進めさせていただいているという部分で、今現在、そういう段階的な部分も踏まえながら、精査をしながら財政シミュレーションに則った形での申請をさせていただいているという部分でございます。

県の全体的な配分の中では、都市計画の中での様々なメニューがございます。その中では県全体の中で区画整理の部分については、申請額、だいたい申請額どおりに県のほうからお金がきているのかなというふうには思っております。以上であります。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

工法とかそういったことで、いろんな形で今回はできないということでもありますけども、それはゆくゆくはやることになるんですけども、区画整理を見ますと、その工事が終わって、その次に違う工事が入ったり、そうすると順繰り順繰りに、一つ遅ればどんどんどん遅れていくというふうなパターンが多いんですけども、そういったことで、この進捗について事業には影響がないのかどうか、再度お伺いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長 (水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今回につきましては、桜木町地内の部分の物件について、先行して移転補償をかけさせていただいている状況であります。移転補償が終わり次第、今度、道路築造工事ということで、1 スパン、1 スパン、区画道路ですと、ちょうど交差点部分までという形で進めさせていただいているという部分がございます。なかなか桜木町地内、別案件の暗渠工事がございます、単独工事での単費支出での暗渠工事がございますので、切り回し工事がございますので、その部分も総合的に判断しながら、単費の導入をさせていただいて、水路の暗渠工事の水路の工事をさせていただきながら、道路築造工事に移っていきたいというふうには考えているところでございます。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 55 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号の質疑・討論・採決

日程第 12、議案第 56 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 56 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号の質疑・討論・採決

日程第 13、議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 57 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 14、議案第 58 号「財産の取得について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議案第 58 号 「財産の取得について」

次のとおり財産を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- (1) 財産の名称 除雪ドーザ(日立建機株式会社 ZW100-6)
種類 8 t 級
数量 1 台
- (2) 買収の目的 町道の除雪
- (3) 買収の方法 指名競争入札
- (4) 買収予定価格 1,493 万 8 千円
- (5) 買収の相手方 会津坂下町大字宮古字村西 26 番地 1
ロジスネクストユニキャリア株式会社
会津サービスセンター
センター長 本田真司

令和 2 年 6 月 12 日提出

会津坂下町長 齋藤文英

◎議長(水野孝一君)

提出者の説明を求めます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第 58 号「財産の取得について」ご説明を申し上げます。

次のとおり財産を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めたいというものであります。

今回の財産の取得につきましては、除雪機械は概ね 18 年が経過しますと修理に要する経費の増加及び修理期間が長期間になり除雪作業に支障をきたす恐れがあることから、車両の更新により、町道延長約 22 km の除雪作業を万全に進めるとともに、処理能力向上と維持経費の軽減を図るため、除雪ドーザを国の社会資本整備総合交付金を活用し、取得するものであります。

- 1、財産の名称、種類、数量につきじつでは、除雪ドーザ(日立建機株式会社 ZW100 の 6 型) 8 t 級 1 台を買収するものであります。
- 2、買収の目的であります、町道の除雪作業であります。
- 3、買収の方法は、指名競争入札で実施したところでございます。

4、買収予定価格は、1,493万8千円（税込）でございます。

5、買収の相手方につきましては、会津坂下町大字宮古字村西26番地1、ロジスネクストユニキャリア株式会社会津サービスセンター、センター長、本田真司であります。別紙入札結果表をご覧くださいと思います。

落札価格が、1,358万円、消費税135万8千円となります。以下、会津機械株式会社、日立建機日本株式会社東北支社南東北支店会津営業所、ロジスネクストユニキャリア株式会社会津サービスセンター3社の入札結果であります。

なお、今回の入札参加者であります。会津地域におきましては除雪機械販売店が6社ございます。その内1社からは当初の見積依頼から見積辞退届が出されまして、残り2社につきましては除雪機械の付加仕様の取付けが不可能との回答がありましたので、受注販売が可能との回答がありました3社によって指名競争入札としたものでございます。

説明は以上とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

入札価格が、予定価格から見ますと約半分くらいで、予定価格というのは何なんだろうというふうにこう思うんですけども、ほかの2社も予定価格よりはぐんと低いわけなんですけども、品質がこういった形で落札者にきちんと納品してもらうときに、品質については誰がどのように確認するのか、お伺いいたします。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

今回の落札率につきましては大きく差がございます。事前に当初見積の部分で、予定価格というか、参考価格を定めるにあたり各業者さんから予定価格をいただいております。各社それぞれ社の考え方によって販売価格での予定価格を出してくれという形で、社内規則になってるそうでもあります。実際的には実質で入ってくる価格との乖離があるという部分は、各社とも同じ条件であったというふうに考えております。

実際的には、今回につきましては日立建機さんの車両を導入させていただくという部分でございます。進捗状況等々につきましては、各社さんから、落札業者さんのほうか

ら逐次報告をいただいて、实际的に工場検査が必要であれば工場検査にまいるという部分で進めていきたいというふうには考えているところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第58号「財産の取得について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号及び請願第3号の報告・質疑・討論・採決

日程第15、文教厚生常任委員会に、付託をしておきました、請願第2号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書及び請願第3号「福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する請願について」を議題といたします。

一括議題とした、請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地文教厚生常任委員会委員長。

◎4 番(赤城大地君) (登壇)

文教厚生常任委員会に審議を負託されました、請願第2号及び請願第3号につきまして審査の経過と結果をご報告いたします。

請願第2号「国の被災児童生徒就学支援事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、去る6月10日役場北庁舎会議室におきまして委員7名全員出席のもと審議を行いました。

東日本大震災及び原発事故以降9年が経過いたしました。本町を含む福島県内ではいまだ約8千人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っている状況にあります。経済的な支援を必要とする児童生徒が多く存在する中で、被災児童生徒就学支援は重要な施策となっている現状、また、復興予算の延長が示されたとはいえ、これらの事業についてはやはり単年度予算である現状に鑑みると、継続を要望することが望まれることから、審議の結果、賛成全員でこの請願は採択すべきものと決しました。

次に請願第3号「福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する請願について」、去る6月10日役場北庁舎会議室におきまして委員7名全員出席のもと審議を行いました。

審議の結果、可否同数で委員長決裁により不採択すべきものと決しました。採択することに賛成するものとして、福島県民として、県民のこのような感情を国に届けることは有意義であり必要なことであるため採択すべきである。トリチウム汚染水の恐ろしさがまだまだ認識されておらず、それを訴えるためにも採択すべきである。新技術を実用化する努力をせずに安易に海洋放出すべきではない。内容の願意に賛同するため採択すべきである。などの意見が出されました。

一方、採択することに反対するものとして、トリチウム汚染水との表記に認識の違いがある。請願書の願意に賛同できないため採択すべきでない。これらの議論については国や県がいまだ継続して行っているものであり、現時点では願意に賛同できない。地元関係者の声を届けることは必要なことではあるが、一番の地元とはどこか。原発が立地する自治体などの当事者の意思を重視すべきである。当事者を置き去りにし、周りが先走るようなことがあってはならない。などの意見が出されました。

以上申し上げ報告といたします。

議員各位におかれましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(水野孝一君)

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず、請願第2号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。

まず、請願第2号について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択であります。この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の職員の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに可決されました。

次に、請願第3号について討論はありませんか。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

常任委員会での審査の結果は不採択すべきものということですが、私はこの決定について反対の立場で討論します。

すなわち、この福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために、この請願を採択すべきだという立場でございます。先ほど委員長から経過が報告をされました。現在、国はこの多核種除去装置アルプスで処理をされた処理水について、海洋放出するか、あるいは大気放出するかなどについてパブリックコメントを求めている状況にあります。今月の15日までであります。その処理水の実態について、皆さんもご存知のとおりだと思いますが、現在100万tに達しております。この処理された、私どもは汚染水と呼びま

すけれども、トリチウムに汚染されたままであります。同時に、一昨年、2018年の9月に東京電力自らが公表しましたがけれども、トリチウム以外のストロンチウムであるとか、ヨウ素であるとか、そういった核物質についても基準値以下に下がっていなかったと、85%はそれをまだまだ基準値以上に含んでいますという報告がなされております。

一方、相馬であるとか、浪江であるとか、あるいはいわきにかけて、沿岸の漁業者の皆さんは、原発事故以来、生業を続けることができない状況になっています。試験操業を繰り返し、魚に含まれる放射能の値が出荷できるようになるまで、今まで頑張ってもらいました。ようやく基準値をクリアし本格操業できるかというふうな今、先ほども申し上げましたストロンチウムやヨウ素を基準値以上に含む汚染水を海洋に放出するという事は、これは漁業者の皆さん、本当に体が引き裂かれる思いだと思います。

国がこれからやろうとしていること、これも皆さんご存知だと思いますけれども、海洋放出と大気放出だけではなくて、陸上にそのまま保管するなどの、現地に負担をかける方法というのにも検討されてまいりましたが、今回は安易に海洋に放出されるという方向に傾きつつある。もちろん地元漁業組合の方々は反対の意思を表明し、また全農、農協も反対を表明しております。地元の皆さんも多くは反対をしております。

私も県民の一員として、遠く会津に離れておりますけれども、その漁業の皆様方に思いを寄せて、一緒に、これ以上事故の犠牲を押し付けることのないように国に求めるというのは当然の時期ではないかというふうに思いまして、ぜひとも請願を採択していただきますように、賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成の討論はございませんか。

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎9番（山口享君）

私は、この請願については反対の立場から討論いたします。

今ほど同僚議員の気持ち、ましてや地元漁業者の気持ちを考えると、当然海洋放出はしてはいけないということは理解できます。

しかし、3月12日現在、このタンク979基、水にしますと今100万tといわれますけど、119万tという現実。そしてこの敷地を考えると、毎日150立法の処理水が出ます。2022年の夏までには敷地いっぱいになってしまうこの現実。この請願書の中では地上タンクでの長期保管としています。ならばどうするんだ、これは本当に真剣に考えなきゃいけない。IAEAの検証委員会のほうでも、海洋放出が望ましいということも出ています。現に韓国、フランスでも海洋放出はしています。

こういう論議を我々はもっと県民の中でいっぱいしていただいて、諮っていただきたい。そういう気持ちで反対の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

私はこの請願第 3 号、不採択に対して反対の立場で討論させていただきます。不採択に対して反対の立場。文教厚生常任委員会では不採択という結論でしたが、それに対して反対の立場での討論です。

先ほど来から同僚議員たちからもいろいろな意見が出ておりますが、すでに事故によって甚大な被害を被っている被災者の方々に、さらに追い打ちをかけるようなことがあってはならないと思います。

そして、くどくどは申しませんが、国は、そして東電は、国際法上では最善の手段をとっておりますが、これとこれに準じて、やはり最善の手段を取って、さらに海洋放出することによって、今ずっと続いています農水産、それから畜産もそうですが、あらゆるものに対する風評被害、これがさらに増大し、これは水産業のみならず、全てのものに対して、福島、そして福島だけではなく、日本のあらゆるものに対する風評被害がさらに強まり、大きな打撃を受けることになると思います。これによって、今、福島県といわれておりますが、太平洋側の水産業者の人たち、この人たちに対してもさらに大きな打撃を与えることになりかねません。

私たちは、やはり国、そして東電に対し、海洋放出、そういうものではなく、さらにその上をいく方策を考えつつ、そして現在、その地元の人たちは地元で溜まり続ける、そういうことを言ってらっしゃるのかと思いますが、それ以前の問題として、今この地球の環境、そしてあらゆる漁業者、そしてあらゆる産業に携わっている人たちの、この被害をさらに広げるようなことが絶対あってはならないという思いから、この不採択に対するものに対して反対をいたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

請願第 3 号に対し、委員長報告に対し反対。請願を採択すべきという立場から討論をいたします。

賛成の理由といたしましては、次の3点です。

福島県漁業協同組合連合会をはじめ、他地域の漁業協同組合連合会など、漁業者の反対という意思を軽視すべきでないこと。トリチウム以外にもストロンチウム 90、セシウム 137、セシウム 134、コバルト 60、アンチモン 125、ルテニウム 106、ヨウ素 129 など、放射性核種が残存すること。福島県民の 57%が反対しており、合意形成に至っていないからであります。

福島県漁業協同組合連合会の会長は、海産物の出荷制限が解除されたにも関わらず、2019 年の漁獲量が東日本大震災前のわずか 14%にとどまったと説明し、若い後継者に将来を約束するためにも、海洋放出には反対だと明言しております。

また、意見徴収会で、福島県森林組合連合会会長は、避難を強いられている住民の帰還を阻害する要因になる。大気、海洋中とも、放出そのものに反対だと明言しています。

2020 年 2 月の報道では、朝日新聞社と福島放送は、共同で福島第一の処理水、海放出に関する福島県民の有権者を対象、世論調査を実施しました。福島県民の 57%が反対しておる、合意形成に至っていないことが明らかになったと報じております。

また、東京電力福島第一原発の敷地内のタンクに溜めている汚染水から、大半の放射性物質を取り除いた処理水を薄めて海に流すことに 57%が反対と答えていますが、賛成者は 31%だったとのことです。海洋放出による風評被害の不安は大いにあるが 45%、ある程度ある 44%を合わせると、89%が感じると答えており、海洋放出には賛成と答えた人でも、79%が風評被害の不安を感じると報じられました。

2020 年 4 月 6 日、福島民報の記事によりますと、東京電力福島第一原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含んだ処理水の扱いについて、福島民報社は県内 59 市町村の首長を対象にアンケートを実施しました。政府小委員会による政府への提言内容を含め、処分方法に関する住民理解が深まっていない、どちらかといえば深まっていないと回答したのは、合わせて 45 市町村、76.2%にのぼり、国や東電によるさらなる情報発信や丁寧な説明の必要性が求められているということが明らかになったと報じられました。県内の他議会をはじめ、トリチウム海洋放出に関して反対などの意思を表明しはじめていくところが出はじめております。

私たち福島県民は、東京電力福島第一原子力発電所事故による実被害、風評被害にいまだに苦しめられております。また、専門的知識を持たない方にも理解できるように、丁寧に説明する必要があるのではないのでしょうか。福島県民の多数が賛成するような合意形成が必要不可欠だと考えていますので、県民の理解、賛同が得ることのできない現状況下におきましては、トリチウムの海洋放出をすることに反対し、この請願の趣旨に賛同するものとし、討論に代えさせていただきます。以上であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

私は請願第 3 号を採択することに賛成する立場から討論を行いたいと思います。

多核種除去設備アルプス、ここから出た処理水の取り扱いに関する小委員会報告というのが 2020 年 2 月 10 日に出されました。この中には、トリチウムの現状や性状、あるいは世界でどのような形で海洋放出、または大気中に放散させているのか、そういうことも含めて、多面的に報告がなされています。

しかしながら、私はこの報告書の中で、とても大事なことを言っているところに着目しています。その中には、廃炉を進める中で、アルプス処理水の処分は風評への影響を生じることから、アルプス処理水の処分を急ぐことにより、風評被害を拡大し、復興を停滞させることがあってはならない。さらに、すでに存在する風評被害に加えて、アルプス処理水の処分により上乗せされる形で、さらなる経済的影響、そして風評への影響が大きくなっていくということを、この可能性が極めて高いという報告も合わせてしております。現時点では想定し得ない論点による影響も考えられると追加されています。

私は、現実に地元の人々の大きな声、これを無視することはできないと思っています。先ほどの議員からもありましたとおり、漁業団体からも多くの反対する声が、根強いものがあります。2017 年に復興大臣であった吉野正芳衆議院議員は、放出で風評被害が必ず発生する。福島漁業者をこれ以上追い詰めないでほしいというふうに述べて、基準以下の濃度に薄めたとしても反対する意向を示しております。私も全く同感の意を表したいと思います。

その処理水を、例えば福島県沖ではなくて、東京湾、あるいは大阪湾に流そうとしたらいったいどうなるのか、自分の田んぼに流れてくるとしたら、いったい地元の人たちはどう思うのでしょうか。地元で生きている人々の実感に寄り添わなければならないと私は感じています。

したが、私は請願第 3 号を採択することに賛成する立場として討論を申し上げます。以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

委員長報告に反対の立場、本請願を採択する立場から申し上げます。

福島県民は、我々も風評被害に苦しんでまいりました。少し風評被害が会津地区のほうではだんだん薄まってきたかと思いますが、まだまだ地元では苦しんでいるわけです。

そこに追い打ちをかけるような海洋放出、こういったことが出できて、また風評被害というものが助長されていく、やはり我々は同じ福島県民として、やっぱりそれに寄り添っていくべきじゃないか、一丸となって、やはり海洋放出に反対すべきものと思います。

本請願に対しては、その心情を汲み取って、採択を願うものであり、採択に賛成の意見を申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第3号「福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海洋放出に反対する請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第3号に対する委員長報告は不採択であります。採決にあたりましては可とすることを諮る原則によりまして、本請願を採択することについてお諮りいたします。

念のため繰り返して申し上げます。請願第3号に対する委員長報告は不採択であります。採決にあたりましては可とすることを諮る原則によりまして、本請願を採択することについてお諮りいたします。

この請願を採択することに賛成の職員の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、請願第3号は採択することに決定されました。

採択されましたので、議会提出議案の取り扱いについて協議するために、ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、議長室にご参集願います。

暫時休議いたしますが、お昼時間でございますので、再開を午後1時とします。

（午前11時58分）

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

◎議長（水野孝一君）

それでは、渡部順子議会運営委員会委員長の報告を求めます。

◎10番（渡部順子君）

議長、10番。

◎議長（水野孝一君）

10番、渡部順子君。

◎10番（渡部順子君）（登壇）

先ほど議長室におきまして、議会運営委員会を開催し、議会提出議案第8号について追加案件として提出することについて審議をいたしました。

追加案件として受理することを決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

ただいまの委員長報告のとおり、議会提出議案を受理いたしますので、作成のため2時半まで暫時休議いたします。 （午後1時01分）

また、請願第3号に賛成した議員は大会議室にお集まり願います。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開します。 （午後2時30分）

議案が追加されたため、新たにお手元にお配りした議事日程が追加になります。

◎議員提出議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

日程第16、議員提出議案第7号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第7号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月12日提出

提出者 会津坂下町議会議員 赤 城 大 地
賛成者 同 物 江 政 博

同	同	青木 美貴子
同	同	五十嵐 一夫
同	同	渡部 順子
同	同	小畑 博司
同	同	蓮沼 文明

会津坂下町議会議長 水野 孝一様

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から9年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和2年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、約30億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

本事業の対象は全国各地に避難している子どもたちです。福島県では、令和2年3月時点で8千人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っています。（福島県こども・青少年政策課公表）経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いており、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。

現在、福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、これからも「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた長期的な支援がなくてはなりません。そのため、令和3年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるよう、本議会は次の事項について強く要望します。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月12日

福島県河沼郡会津坂下町議会

復興大臣
文部科学大臣
総務大臣
財務大臣 宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地文教厚生常任委員会委員長。

◎4番（赤城大地君）（登壇）

先ほどの報告のとおり、被災児童生徒の就学を支援するため、意見書（案）のとおり提出いたします。なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第7号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第 8 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

追加日程、議員提出議案第 8 号「福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書の提出について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第 8 号

福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 12 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	横山智代
賛成者	同	五十嵐一夫
同	同	佐藤宗太
同	同	小畑博司
同	同	渡部正司
同	同	蓮沼文明
同	同	目黒克博

会津坂下町議会議長 水野孝一様

福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力福島第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書（案）

東京電力福島第一原発で増え続けるトリチウムを含む処理水の処分方法などを議論する政府の「多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会」は、現実的な選択肢として「海洋放出の方が確実に実施できる」と海洋放出の優位性を強調した報告書をまとめました。トリチウムを含む処理水の海洋放出は、前例もあり、現実的、監視体制の容易さを評価する一方で、風評被害は避けられず、風評被害対策の徹底も必要だとしています。

しかし、公聴会では漁業従事者から「試験操業を繰り返し、やっと本操業が見えてきたのにトリチウムを含む処理水が放出されたら、今までの苦労が水の泡になってしまう。後継者を育てないと技術の継承もできず、福島県の漁業は壊滅してしまう」と切実に訴えられました。

このような公聴会での意見や「長期保管」をすべきなどの意見には一顧だにせず、被災県民の心情や実情を無視したものと言わざるを得ません。処理水の海洋放出は海洋環境を汚染し、農業従事者にも大きな打撃を与えます。これまで福島県産の農畜水産物などの、安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた生産者の努力と将来への展望を根底から覆すこととなります。

福島県民は原発事故以来、今日までの長期の避難生活や放射線による健康不安、農畜水産物の風評被害など、多大の苦しみを余儀なくされてきました。これ以上、原発事故の犠牲を押し付けてはなりません。県民の安全と健康と生活を守るため、トリチウムを含む処理水の海洋放出には反対です。

よって、国会・政府関係機関及び県に対し、下記事項について誠実に対応されるよう強く求めるものです。

記

- 1、トリチウムを含む処理水は、海洋放出ではなく、地上タンクでの長期保管とし、トリチウムの分離、回収技術を研究開発し実用化すること。
 - 2、タンク内には、トリチウム以外の基準値を上回る放射性物質が含まれており、徹底した除去を行うこと。
 - 3、福島県産の農畜水産物に対する風評被害の解消に全力を挙げること。
 - 4、何よりも優先して被災県民の意見を聞く公聴会を開催し政策に反映させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月12日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣

福島県知事 宛

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）（登壇）

ただいま朗読いたしましたとおり、意見書、ぜひ議員の皆様方のご採択により採択し

ていただきますよう、どうぞご審議ください。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎9番（山口享君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、山口享君。

◎9番（山口享君）

請願の中では、最初の請願では、トリチウムを含む汚染水となっていました。今度の意見書の中では、トリチウムを含む処理水となっております。この違いを教えてくださいと思います。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

請願書の最初の中では、トリチウムを含む汚染水という形の表現をいたしました。語弊を生みやすいということ、そしてトリチウムを含む、前、処理水として、アルプスの中に取り込んで2度除去作業を行っているということで、トリチウムを含む処理水という表現にいたしました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

今、その意見書の表題についての、その処理水、汚染水から処理水に直したということについての、手続き上の適法性。そして、適法であるんだとすれば、その根拠を教えてください。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

その手続き上といたしますと、どういうことでしょうか。もう一度、具体的にはっきりおっしゃっていただけますか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

請願のほうでは、海洋放出に反対する意見書、汚染水の海洋放出に反対する意見書となっておりますが、意見書のほうで、今、提出された意見書のほうでは処理水となっているということでございます。議事日程等々に汚染水のほうで記載されております。議事日程については差し替えなくて差し支えないのでしょうか。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

先ほど事務局長とも一緒に会議の中で作成いたしました、そのような手続き上の話は出ておりません。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

意見書を作成されたと思うんですけども、この請願書、出された請願書が採択されました。その請願書の願意をどのようなものと捉え、意見書を作成されたのでしょうか。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

意見書はあくまでも最初の請願のものを忠実に、その中から不必要というよりも、よ

りわかりやすく皆さんに見ていただけるような形という形で精査いたしました。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長 (水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

今、時間を取ってこの意見書を作成されたわけですよね。その請願が採択された請願の願意をどのように汲み取って、この意見書を作成されたのでしょうか。

また、その願意はどのようなものと捉えられたのでしょうか。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長 (水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

この意見書、最初に皆さんにも説明したときに趣旨説明はしたと思いますが、あくまでも海洋放出によって、これから広がるであろう風評被害は、できるだけ、できるだけというよりも、あってはならないことだという、それがまず第一でございます。

◎議長 (水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長 (水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

そうするならば、意見書を提出するということは、少なからず内容の実現について道義的責任を負うと思われまます。どのように実現を図っていくのでしょうか。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長 (水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

この意見書はあくまでも意見書、これを提出することによって、ぜひ、国、県に対して、この意を汲んでいただきたいということが、あくまでもありまして、私たちが意見書を出すことによって、それに対するそういった必要性、必要性というよりも、これ

は本当にみんなの意見を汲んだ意見書でありますから、それに対して、それだけの責任を持たなければいけないということでしょう。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

つまり、請願書の願意を意見提出というふうにつまみ、この意見書を作成し、その意見書を提出することによって、その願意、内容がかなえられたと、そういった解釈をするということでしょうか。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

意見書を提出することによって願意がかなえられたということですか。これは、本当に私たちの意見としての、あくまでも提出です。それがこの願意そのものになると思うんですが、それでもまだ物足りないですか。

この提出をすることによって、ここに記載した 4 項目に対し、私たちは、ぜひ強く求めるもの、これ以外なものでもないと思います。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎9 番(山口享君)

議長、9 番。

◎議長(水野孝一君)

9 番、山口享君。

◎9 番(山口享君)

私はこの意見書に対して、反対の立場で討論いたします。

この記 1 の中で、トリチウムを含む処理水は海洋放出ではなく、地上タンクの長期保

管としというところで、増え続ける処理水、これをどう長期保管していくか、そしてこれをどうするのか、これを全くそういうことは書いてない。ただ長期保管するという無責任な意見書であります。

以上をもって私は反対といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

増え続けるトリチウムを捨てないで地上保管するというのは無責任だと、この請願書の中身を全然理解してないのかなと思いますけれども、このまま捨てられたら大変なことになるということを漁業者が訴えているにも関わらず、そんなことはしょうがないというふうな思いなのかどうかわかりませんが、今まで長い間、漁業者も、私たちも含めて我慢をして、犠牲を強いられてきました。これ以上、まだ新たな犠牲を生み出すことに対して声出すことはおかしいということなのかどうかわかりませんが、私はこのまま黙っているわけにはいかないと。

新たな被害、風評被害と実害が出てくる恐れが非常にあります。この汚染水、処理水の処理の仕方、海洋放出にするにしても、現在100tある、それを500倍に薄めて流しますと書いてます。何年かかるといいますか。1日5万立米流して、毎日毎日やっても30年かかるんですよ。しかも害毒を流し続けるということが明らかなんです。それを黙って見てるのが当たり前だというほうが、よっぽどちょっと違うんじゃないかというふうに思います。

それで、じゃあ地上タンクで保管できるのかということです。これも今まで検討されてきました。800m×800mの敷地があれば、50年分の処理水を溜めておくことができるという報告もなされています。それも現在よりも大きい、堅牢な屋根付きのタンクで保管すると、そういう提案です。しかし今回の処理の仕方には、その提案は含まれていません。それが現実になるならば、漁業者に犠牲を強いる必要もない。何で急いで魚漁者の皆さんに新たな負担を押し付ける必要があるのでしょうか。そういう道があるならば、国と東京電力は新たな犠牲を出さない道を選ぶべき、そういうことができるという可能性のあるわけですから、そういう道を探るのは当然じゃないでしょうか。

よって、この意見書を採択すべきと申し上げ、討論に参加いたしました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

私はこの意見書を提出することに反対の立場から討論いたします。

先ほど同僚議員から、国連海洋法条約第194条第1項の規定があげられましたが、まさにそのとおりで、ロンドン条約やその議定書においても、世界各国の原子力発電所から流れているアルプス処理水というのは海洋放出されております。そしてそれは何ら法規制されておられません。そして、いまだ各国が法規制をどうするか、あるいは政策をどうするかということを議論中でございます。また、この問題がそういった国際法にかかる時点で、これは国内問題だけではなく、国際問題に絡むものであると考えられます。つまり、国の外交上の問題でもあると言わざるを得ません。

したがって、この意見書の内容は、本議会の権限外のものといえるため、意見書を提出すべきでないと考え、反対といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第8号「福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されているトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申し出

◎議長（水野孝一君）

日程第17、継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員

会、議会改革特別委員会及び行財政改革検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

申し出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにより決定されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

本日、第2回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

6月4日から本日までの9日間、議員の皆様方には、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本定例会に提出いたしました案件は25件でありましたが、人事案件をはじめ、条例の改正や、一般会計並びに各特別会計の補正予算等の全議案について原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言につきましては、肝に銘じながら町政執行にあたってまいります。厳しい財政状況であります。限りある財源を有効に活用するとともに、国・県補助金等を最大限に活用し、各種事業の推進に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、地方創生臨時交付金実施計画に掲げた事業について、速やかに着手し、町民の皆様及び事業者の皆様へ必要な支援を、早急にお届けできるよう取り組んでまいります。

なお、この新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想されますので、随時情報把握に努め、必要な支援策等について継続的に検討し実施してまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これもちまして、令和2年第2回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時58分）

なお、議員の皆様は、特別委員会ごとに写真撮影を行いますので、その場にお残り願います。撮影終了後、議員のみの議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集ください。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 1 2 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員